福岡県公安委員会規程第9号

警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程を次のように定める。

平成24年12月27日

福岡県公安委員会

警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)に基づき行われた行政処分に係る公表(以下「公表」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 行政処分 認定の取消し、返納命令、指示、営業停止命令又は営業廃止命令をいう。
 - (2) 認定の取消し 法第8条の規定に基づき、警備業務に係る営業の認定を取り消すことをいう。
 - (3) 返納命令 法第22条第7項(法第23条第5項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、警備員指導教育責任者資格者証(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証をいう。)、合格証明書(法第23条第4項に規定する合格証明書をいう。)又は機械警備業務管理者資格者証(法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証をいう。)の返納を命ずることをいう。
 - (4) 指示 法第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
 - (5) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、警備業務に係る営業 の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
 - (6) 営業廃止命令 法第49条第2項の規定に基づき、警備業を営んでいる者に対し、当該営業の廃止を命ずることをいう。

(公表)

第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行ったとき又は行政処分を行った旨の通知を受けたと きは、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第4条 行政処分のうち、福岡県公安委員会が行う公表の対象となるものは、次に掲げるものと

する。

- (1) 福岡県公安委員会が行った認定の取消し
- (2) 福岡県公安委員会が行った次に掲げる指示
 - ア 過去3年以内に指示を受けた者に対する指示
 - イ 過去5年以内に、認定の取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を受けた者に対する指示
- (3) 次に掲げる営業停止命令
 - ア 福岡県公安委員会が行った営業停止命令
 - イ 他の都道府県公安委員会が行った営業停止命令(当該営業停止命令を受けた者の主たる 営業所の所在地を福岡県公安委員会が管轄する場合で、当該他の都道府県公安委員会から 当該営業停止命令を行った旨の通知を受けたときに限る。)
- (4) 福岡県公安委員会が行った営業廃止命令

(公表の内容)

- 第5条 福岡県公安委員会は、次に掲げる事項について公表を行うものとする。
 - (1) 認定証(法第5条第2項に規定する認定証をいう。)の番号
 - (2) 行政処分を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
 - (3) 行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地
 - (4) 行政処分に係る営業所、基地局(法第40条に規定する基地局をいう。)又は待機所(法 第43条に規定する待機所をいう。)の名称及び所在地
 - (5) 行政処分の処分年月日
 - (6) 行政処分の内容(営業停止命令にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間)
 - (7) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項
 - (8) 行政処分を行った都道府県公安委員会名

(公表の方法)

- 第6条 福岡県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。
 - (1) 福岡県警察本部における警備業行政処分票(別記様式)の備付け
 - (2) 福岡県警察がインターネット上に開設するホームページにおける前条各号に掲げる事項の 掲載

(警備業行政処分票の写しの送付)

第7条 福岡県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令を受けた

者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該営業停止命令に係る警備業行政処分票の写しを送付するものとする。

(公表の期間)

第8条 公表を行う期間は、行政処分の処分年月日から起算して3年間とする。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

警備業行政処分票

行政処分を受けた者	認定証の番号	公安委員会第号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所、 基地局又は待機所の名称 及び所在地	
	行政処分の処分年月日	年 月 日
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由 の根拠となる法令の条項		
行政処分を行った公安委員会		公安委員会

- 注 1 「認定証」とは、警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項に規定する認 定証をいい、「基地局」とは、同法第40条に規定する基地局をいい、「待機所」と は、同法第43条に規定する待機所をいう。
 - 2 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を 記載すること。